

地域自殺対策緊急強化基金検証・評価報告書（概要）

地域自殺対策緊急強化基金検証・評価チーム

平成 24 年 7 月 20 日、内閣府特命担当大臣（自殺対策）により地域自殺対策緊急強化基金を活用した事業（以下「基金事業」という。）の検証及び評価を行うように決定されたことを受け、地域自殺対策緊急強化基金検証・評価チームが編成され、10 月 5 日に報告書をまとめるに至った。同報告の概要は以下の通り。

1. 基金事業の効果が現れているか

自殺率や自殺者数の減少については基金事業の各事業により一定の有意な効果を確認することができた。ただし、自殺対策は、政府のみならず多様な主体が取り組んでおり、今回の検証・評価では、基金事業のみが果たした役割を明確化するには至っていない。

2. 基金事業の役割が的確に果たされているか

基金の創設に際しては、各地域における「自殺対策力の強化」が目的として掲げられてきた。このことを踏まえると基金に期待される第一の役割は、都道府県・市町村における自殺対策という視点の導入及び推進体制の強化である。

基金に基づく自殺対策はこれまで政府関与の十分ではなかった領域への取り組みをすすめるものであり、自殺対策基本法以降の政府方針に基づく必要性の高いものである。基金に基づく都道府県の事業は平成 23 年度においても各地域において様々な取り組みを着実に進めるものであったと評価できる。

なお、東日本大震災関連では、今後ますますコミュニティレベルの自殺対策力の強化のニーズ高まっていることから、被災直後の対応にとどまらず、中長期にわたって取り組むことが重要である。

3. 基金事業の企画立案および実施が適切に行われているか

基金事業の実施にあたっては、都道府県に基金が造成され、都道府県を中心とした取り組みが展開されている。基金事業のマネジメントサイクルの本体が都道府県側に設定されているという視点は重要である。

都道府県を中心とする基金事業において有効と評価できる点は主に以下の二点である。

第一に、専門家の有機的な連携が促進されたことである。自殺に追い込まれる背景には様々な要因があり、このことを踏まえ、医師、医療・介護専門職、弁護士、司法書士等の専門職や自殺対策に取り組む NPO などの民間団体の知見を有効に活用するためのネットワークが必要である。この点については都道府県単位の先導的取組みが評価される。また基金により、専門職団体の活動が全国レベルで活性化しており、民間団体の活力を引き出すスキームとして活用されている。

第二に、市町村単位の自殺対策が推進されたことである。自殺対策においては国民一人一人の気づきと見守りが有効な手段であり、市町村単位での地元医療機関、保健師、介護専門職、NPO、民生委員、児童委員、町内会長等を中心とした自律的ネットワークを構築することにより、コミュニティの形成を図っていくことが重要である。この点について、23年度の取り組みにおいても、市町村単位での既存の事業と組み合わせるなど、自殺対策の視点を地元に着落させている事例が見られた。

なお、市町村単位での取り組みについては現時点において発展段階のプロセスにあり、今後は全ての市町村で体制整備が進むことが望まれる。特に、始動期の普及啓発事業にとどまらず、実効性のある事業展開へと移行していくことが望まれる。

4. 検証・評価における今後の課題について

今般、客観的な評価・検証に耐えうるデータの入手が不十分であったことから、事業実施以外の分析について十分に行いえたとは言い難いものであった。この点については見直しが求められる。

また、地域における自殺対策力を強化するという基金の趣旨に鑑み、政府から都道府県へ、都道府県から市町村へと次第に主体を切り替えていくことが望ましい。その際には、政策の熟度に応じ、基金以外のより合理的な政策手段も検討しなければならない。

以上